

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
<small>タカキチケンセツ</small> 高吉建設（株） 代表取締役 荒川 輝也	秋田県大仙市大曲福住町 6 - 6
<small>センボクケンセツ</small> （有）仙北建設 代表取締役 高橋 清悦	秋田県大仙市堀見内字南谷地村 7 9 - 2

2. 指名停止措置期間

平成 21 年 11 月 6 日 ~ 平成 22 年 2 月 5 日 (3 カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

平成 21 年 5 月 22 日、当地方整備局湯沢河川国道事務所発注「雄物川上流大曲右岸地区堤防強化工事」において、浸透対策工を施工していた際、作業員が割栗石を積んでバックしてきたキャリアダンプに接触し、骨盤骨折等の重傷を負った。しかしながら、現場代理人及び一次下請社長らは、当該事故を隠蔽することを目的として、共通仕様書に定める発注者に対する事故報告書の提出を行わなかったものである。同年 7 月 10 日に事故隠しが露見し発注者及び関係機関に報告がなされたことを受け、大曲労働基準監督署より、元請けである高吉建設（株）及び一次下請である（有）仙北建設に対し労災隠しの法令違反に関する警告書が交付され、また、一次下請に対しては安全管理の法令違反に関する是正勧告書が交付されている。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1 第 4 号及び別表第 1 第 7 号に該当する。また、物品等調達契約に関し「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」により、同要領の上記条項を準用して適用する。

従って、本件については、3 カ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表第 1 第 4 号

措置要件	期間
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工にあたり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内

指名停止等の措置要領別表第 1 第 7 号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、秋田県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

総務部 契約課 課長補佐 まるかわ じゅんいち 丸川 淳一 (内線 2512)